

平成30年第10回 鹿沼市農業委員会総会議事録

平成30年10月23日(火)第10回鹿沼市農業委員会総会を菊沢コミュニティセンター多目的室において開催した。

出席者委員

1番 塩 入 佳 子	3番 福 田 春 男	4番 矢 野 律 子
5番 根 本 和 男	6番 青 柳 秀 男	7番 石 川 喜 治
8番 村 上 信 吉	9番 福 田 裕	10番 廣 田 和 世
11番 江 俣 伸 一	12番 奈良部 繁 雄	13番 篠 原 和 夫
14番 鈴 木 克 男	15番 牧 島 俊 男	16番 大 森 用 子
17番 毛 塚 欣 伸	18番 益 子 裕 幸	

(17名)

欠席委員 2番 豊 田 道 有

推進委員

笥 則男	大栗 靖夫	川田 勝己	三品 博史	竹澤 靖	大門 和男
川田 武雄	豊田 好男	黒川 啓一	金子 孝之	荻原 俊彦	
石川 一磨	市田 好久	松井 研吉	瓦井 勝二	奈良 茂男	
小平 敏男	大類 英明	秋澤 和夫	岩出 正行	廣瀬 博	
大森 泰文	青木 正好				

(23名)

欠席者 大柿 春男 熊倉 正之 細川 康彦 高村 秀男
黒田 新造 柴田 忠 山崎 哲

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長	駒 場 久 和	農地調整係長	中 村 陽 子
	主 査	大 塚 昌 己	主 事	高 橋 知 生

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 中 村 陽 子

—◇—

◎事務局長は、開会に先立ち、議案書8ページ4番及び小計の欄の地積、4番の所有権移転時期の日付について、誤りがあったため訂正を依頼した。

◎議長（奈良部繁雄会長。以下議長）は午後1時37分、第10回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。
7番 石川喜治 委員、13番 篠原和夫 委員。

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大塚主査）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回は、売買1件、贈与3件、使用貸借権設定2件、計6件の許可申請が提出されました。議案書1ページ番号2番3番の使用貸借権設定については、新規就農に係る案件であるため、事前に村上信吉農業委員、黒田新造農地利用最適化推進委員による聞き取り調査を行いました。結果は、この後の担当委員の意見で説明があります。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎石川喜治委員 1番、加園の件は、神奈川県大和市の譲渡人から加園の譲受人への贈与です。譲渡人と譲受人は実の兄弟です。50～60年の杉の木がありますが、伐って梅を植えるそうです。周りの状況から問題ないと思いますので、ご承認よろしく申し上げます。

◎村上信吉委員 2番、3番、上殿町の件についてご説明します。先週、10月15日に、北押原コミュニティセンターにおいて、局長、中村係長、大塚主査、黒田推進委員と、私で面談を行いました。譲受人は大変農業に意欲的です。よろしく申し上げます。2番は、しばらく耕作しておらず、草が生え耕作放棄地に近い状態です。3番は、耕作放棄地を解消して、今年度米の作付をした所です。問題ありませんのでご承認よろしく申し上げます。

◎江俣伸一委員 4番、上石川の件は、上石川の譲渡人から上石川の譲受人への贈与です。譲受人は野菜などを作る専業農家で、特に問題ありませんので、よろしく申し上げます。

◎篠原和夫委員 5番、白桑田の件は、上石川の譲渡人から西茂呂4丁目の譲受人への売買です。譲渡人は80歳を超える高齢の方です。譲受人は農業に対する意欲がある方で、今まで荒れていた土地でしたが話を進めるに当たり雑草などをきれいにして、申し分のない方ですの

で、よろしく申し上げます。

◎益子裕幸委員 6番、久野の件は、久野の譲渡人から譲受人への贈与です。譲受人は圃場整備の時に換地された時からこれまで耕作してきましたが、高齢になり返したいとのことでしたが、贈与ということになりました。特に問題ありませんので、よろしく申し上げます。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため1番から6番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、白桑田における、住宅敷地拡張への転用については、北と南と西を宅地、東を雑種地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書の通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（石川喜治委員）さる10月18日に、駒場局長、中村係長、高橋主事、篠原委員と私の5名で現地調査を行いました。農地法第4条第1項の規定による許可申請について現地調査の結果を報告します。1番、白桑田の件は、特別養護老人ホームさつき荘の南側で、現地は自宅の北側、1mくらいの幅で長さ12~13mの所です。周囲の状況からみて問題なしと見て参りました。以上です。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎篠原和夫委員 1番、白桑田の件は、ただ今の調査員の報告、事務局の説明に相違ございません。これは何の問題もないのでよろしく申し上げます。

◎議長は、議案第2号について、質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明い

たします。

1番、日吉町における太陽光発電設備への転用については、北と東と西を水路、南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。

2番、武子における太陽光発電設備への転用については、北と南と東を畑、西を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。

3番、武子における太陽光発電設備への転用については、北を宅地、南と東を道路、西を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。

4番、武子における園芸用土採取への一時転用については、北と南を宅地、東を山林、西を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。

5番、上石川における資材置場への転用については、周囲を雑種地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。

6番、深津における園芸用土採取及び搬出入路への一時転用については、北を田、南を道路、東と西を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。

7番、南上野町における太陽光発電設備への転用については、北と南と西を山林、東を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。

8番、口栗野における工場への転用については、北と東と西を宅地、南を水路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書の通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（篠原和夫委員）1番、日吉町の件は、日吉保育園から西に約600mの所で、賃借権設定による太陽光発電設備への転用です。近隣はかなり荒地となっている所で、許可にあたっては別に問題ないと見て来ました。2番、武子の太陽光発電の件は、菊沢コミュニティセンターから北に約400mの所で、例幣使街道沿いです。太陽光が周りにもあるところで問題ないと見て来ました。3番、武子、太陽光発電の件は、こちらも例幣使街道沿いです。やはり太陽光発電の多い地域で問題なしと見て参りました。4番、武子の賃借権設定による園芸用土採取の一時転用の件は、特別養護老人ホームオレンジホームから南東に約200mの所です。周囲の状況から問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。5番からは石川委員から報告します。

◎現地調査員（石川喜治委員） 5番、上石川の件は、桜塚十字路から南西に約 500mの所で、売買による資材置場への転用です。周りは資材置場、土が山積みになっていましてその一角にありました。周囲の状況から問題ないと見て参りました。6番、深津の件は、石川小学校から東に約 1.5kmの所で、賃借権設定による園芸用土採取及び搬出入路への一時転用です。周囲の状況から問題なしと見て参りました。7番、南上野町の件は、みなみ小学校から南に約 200mの所で、太陽光発電設備への使用賃借権設定による転用です。周囲の状況から問題ないと見て参りました。8番、口栗野の件は、コメリ栗野店の店舗の南側で、以前はセーブオンの店舗がありまして、その裏側で、和菓子製造工場への転用のための売買です。周囲の状況から何ら問題ないと見て参りました。以上です。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎塩入佳子委員 1番、日吉町の太陽光発電の件は、ヤオハン西店の近くで、近くまで住宅地が広がっている所です。日照なども問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

◎福田春男委員 2番、武子の件は、玉田町の譲渡人から宇都宮市の譲受人への地上権設定による太陽光発電のための転用です。何の問題もありませんので、ご承認よろしくお願ひします。3番、武子の件は、太陽光発電が多い所で何ら問題ないと見て参りました。4番、武子、園芸用土採取の一時転用の件は、今はない丸子食堂の北側の所です。所有者は高齢の一人暮らしです。賃借権設定です。現場は、街道からちょっと高く歩道があつて、またちょっと高くなって畑があります。出入りするのに不便な場所ですが、交通に注意してやってもらえれば何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

◎江俣伸一委員 5番、上石川の件は、上石川の譲渡人から、奈佐原町の譲受人への売買による資材置場への転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をよろしくお願ひします。

◎篠原和夫委員 6番、深津の件は、上石川の譲渡人から、譲受人への園芸用土採取及び搬出入路への一時転用です。場所はさつきロードの西側で、近隣も園芸用土を採取してある所で、特に問題ありませんので、ご承認のほどお願ひします。

◎鈴木克男委員 7番、南上野町の件は、南上野町の譲渡人から、南上野町の譲受人への使用賃借権設定による太陽光発電設備への転用です。譲渡人と譲受人は親子、譲渡人が父で譲受人が長男です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんのでご承認をお願ひします。

◎牧島俊男委員 8番、口栗野、譲渡人から譲受人への売買による工場への転用です。今の工場は栗野川沿いにあり、堤防を越えて水が入ることがあり、何年か前の時も堤防が崩れました。大雨の時は荷物を棚の上に乗せなければならぬそうです。今度は水の心配のない所で

すので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から8番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大塚主査）議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より平成30年10月10日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規の利用権設定について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書6ページをご覧ください。新規の利用権設定が、2件、8筆、9,399㎡となっております。続きまして、7ページをご覧ください。中間管理事業による賃借権設定が1件、4筆、16,651㎡となっております。続きまして、8ページをご覧ください。所有権移転が3件、8筆、7,710.89㎡となっております。これら合計6件、20筆、面積33,760.89㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問、意見を求めたが、質問や意見がないため承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による「農用地利用配分計画に係る意見について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大塚主査）議案第5号 農用地利用配分計画に係る意見についてご説明いたします。先ほどの第4号議案の中間管理事業は、農地中間管理機構が出し手から農地を借り受けるためのものでしたが、本議案は、農地中間管理機構が受け手に貸し付けるために必要な手続きになります。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農用地利用配分計画を作成し、同法19条により、この農用地利用配分計画の案を市が作成する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされていることから、今回ご審議いただくものです。配分計画に係る筆、面積、利用権の終期はすべて農地中間管理事業分の農用地利用集積計画と同じであります。議案書9ページをご覧ください。公益財団法人栃木県農業振興公社が借り受けた農地を受け手へ配分するものとなっております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第5号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、議案第5号については妥当と決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後2時20分

閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

平成30年10月23日

議 長

署名委員

署名委員
